第　３２　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園	熊本市北区釜尾町３１６番地２	ＳＦＴ共同企業体 代表者　有限会社田上樹楽園 代表取締役　田上晶恵	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

（提案理由）

熊本県都市公園条例（昭和５３年熊本県条例第９号）第１６条第１項の規定に基づき、熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。